

川崎市公文書館だより

～Kawasaki City Archives News～

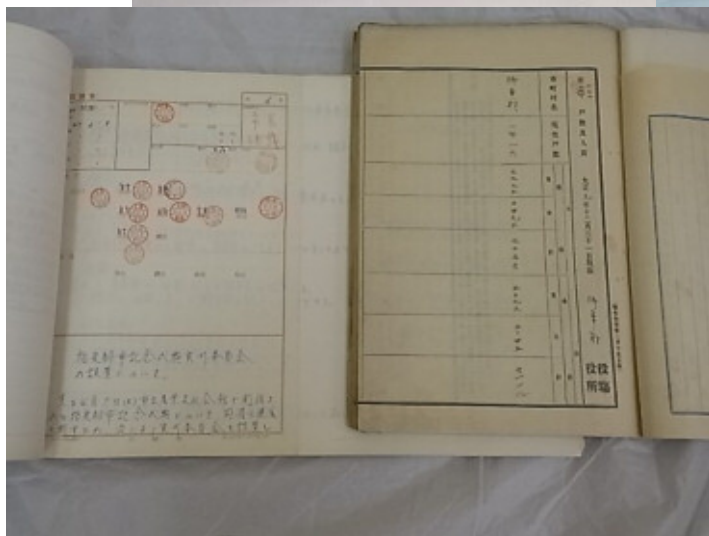


Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第45号 令和元年10月



元号が令和に変わり、5月1日現在で川崎市の人口が神戸市を上回り、政令市第6位になりました。大正13年の市制施行時、約5万人であった本市の人口は、昭和47年政令市施行後の翌年に100万人を超え、その後も立地性・交通利便性の高さなどから人口は増加し、平成に入ってから武蔵小杉などの再開発により更に人口が増加しました。他の政令市と比較して、特に平成の人口増加率は政令市で第1位となっております。

市制施行前の大正9年の人口に関する文書、昭和47年の政令市移行時の記念式典の資料など多数の歴史的公文書や行政資料を保管しております。人口の推移などから川崎市の歴史を学んでみてはいかがでしょうか。

発行 川崎市公文書館

片言
隻句

— 中間書庫機能から見た川崎市公文書館の歴史②-(1)—

前号では当館の中間書庫設置と川崎市の情報公開条例制定との関係について簡単に述べました。本号では、少し紙幅を拡充して当市の情報公開制度をめぐるとの時代の時代背景や人的要因から公文書館の成り立ちに迫ってみましょう。

情報公開制度の歴史は、1776年にスウェーデンで初めて制度化されたことに始まりますが、日本では昭和57年(1982年)に全国に先駆けて山形県金山町が、翌昭和58年(1983年)に埼玉県と神奈川県が情報公開条例を制定しました。当市は昭和59年(1984年)10月に政令市初の公文書公開制度を発足させ、昭和61年(1986年)1月に情報公開条例を施行しました。

川崎市における公文書館構想の萌芽は、昭和46年(1971年)～平成元年(1989年)の間に市長を歴任した伊藤三郎(いとさぶろう)市政の後半期にあたる昭和50年代中頃のことです。

前号で述べたように、公文書館構想については情報公開準備委員会(昭和55年7月～)で意見がだされていたことが史料上で確認できます⁽¹⁾。しかし、この段階で具体的に話が進んだ形跡はありません。にもかかわらず、同委員会で公文書館設置が主張された背景にはどのような理由があったのでしょうか。そのことについては川崎市の情報公開制度の経緯を回顧した平成5年の座談会記録⁽²⁾の中に手掛かりが残されています。座談会での関係者の回想からみてみましょう。

座談会によると、川崎市において公文書館構想が情報公開制度検討の早期に表出した背景には、2点ほど理由を挙げることができます。1点目は実務方の要望です。川崎市では情報公開議論以前から既に文書課(当時。現在の行政情報課に相当)に代表される実務レベルで、庁舎・地下書庫の狭隘が指摘されており、その解消策として「文書館」開設を要求する声が上がっていたことが挙げられます⁽³⁾。本庁舎書庫の延長上の存在として文書館の設置が要望されていたのです。

2点目は情報公開における公文書の集中管理施設としての公文書館が注目されたことです。情報公開制度導入に際して、川崎市では文書を公開する上での大前提となる文書整理、文書管理等の枠組みのベーシックな部分の準備が整っておらず、その制度設計の過程で管理施設の設置が急がれたからです。つまり、当初、情報公開とは別個に実務レベルで文書館構想が存在し、情報公開に即した公文書館構想が進められていったこととなります。

以上のように公文書館構想は「書庫狭隘解消」という内からの要求と「情報公開対応」という外からの要求という、同時期に表出した2つの似て非なる状況への対応として立ち現れたものといっよいでしょう⁽⁴⁾。

公文書館構想との関係性についてはいまだ判然としない部分が多いですが、情報公開施行以前から事務方レベルで文書館の必要性が指摘されていたことから、情報公開制度の整備に相乗りする形で構想が進められたという見方ができそうです。また、川崎市公文書館構想委員会の第1回会議(昭和56年3月6日)における磯田委員長(助役)のあいさつでは上記の二点の課題が示され、かつ市長へも進言したことにも触れているので、磯田助役から市長へ上申された事柄もあったことがうかがわれます。今回は伊藤市政と公文書館構想についてです。

【注】

- (1) 川崎市『川崎市の情報公開』(川崎市公文書館、1990年)。
- (2) 参加者：井出嘉憲(川崎市公文書公開条例運営審議会会長)、磯部和男(四代目公文書館長)、右崎正博(川崎市公文書公開運営審議会委員)、兼子仁(川崎市公文書公開審査会委員)、佐伯哲郎(三代目川崎市公文書館長)、多賀谷一照(川崎市公文書公開運営審議会委員)、田邊武敏(初代公文書館長)、吉塚徹(川崎市企画財政局都市政策研究室長)、山田二郎(川崎市公文書公開審査会会長)。以上、役職は当時(川崎市情報公開制度10周年記念誌編集委員会編『開かれた市政の実現をめざして—川崎市情報公開制度10年のあゆみ—』川崎市、1993年)。
- (3) 「地下に書庫がございましたけれども、既に一杯ということで、これを何とかしなくてはいけないということで、従来から文書課の悲願であったんですが、文書館を造ってもらおうではないかという話は前からあったわけでございます。これは、所謂、情報公開制度と関わりのない時の話でございます(後略)」(佐伯談話、前掲書〔注(2)〕、48頁)。
- (4) 「文書課サイドでは前から文書館構想、これは書庫の延長線ということです。(略)情報公開ということとは全然関係なく文書館構想というのはあったわけです。(略)当時、文書課としますと、なにはともあれそのようなものを作っていたら、一杯の書庫の解消になればありがたいということはあったわけですが、具体的繋がりにはよくわかりません。」(佐伯談話、前掲書〔注(2)〕、55頁)。



シリーズ 歴史担当のお仕事

第7回「歴史担当の業務その4 公開」



前回（だより43号）は古文書の整理作業の③「台帳登録」と④「目録作成」についてご紹介いたしました。今回は「整理」作業を経た資料の「公開」作業についてご紹介いたします。

① 「資料の配架」

「目録」を作成した資料は、公開する準備作業の後、一般の方や研究者などの閲覧に供されます。まず、基本的に資料は収蔵庫で保存箱に入れて保管し、閲覧申請があった場合や、職員が講座、展示、デジタル化・撮影などで使用する場合を除き、資料が劣化しないように温湿度を調整した収蔵庫や書庫などに配架します。

② 「目録の配架とホームページの更新」

次に、作成した目録を印刷し、利用者の目に付く場所に閲覧可能な資料群目録と一緒にファイルリングして配架します。利用者はこの目録を参照し、閲覧したい資料群内の史料名や資料番号で閲覧請求することができます。同時にホームページ上の目録も更新し、最新情報をホームページ上で閲覧できるようにします。

③ 「閲覧請求への対応」

このようにして、整理が完了した資料群は、随時閲覧に供するようにしています。閲覧請求は、当館の窓口にある「歴史的公文書等利用承認申請書（閲覧利用申請書のこと）」もしくはホームページに掲載されている同様の申請書に、閲覧したい資料群内の史料名や資料番号を明記して、職員に渡していただければ閲覧することができます。「こういう資料は所蔵しているか」などの質問にもお答えしています。なお、資料の中には審査が必要なものや、準備に時間を要するものもあります。また、大量の閲覧請求なども時間を要するものがあります。事前に館へ連絡していただくとスムーズに閲覧することができます。

閲覧請求を受けた資料は、資料の配架場所から整理した封筒と作成した目録と合わせて、利用者が閲覧できるように準備し、閲覧に供されます。なお、閲覧の際は、閲覧の注意書きをお渡ししますので、お読みいただき、注意に従って閲覧してください。

※ ※ ※ ※ ※ ※

このような一連の作業工程を経て、一般の方及び研究者の方には閲覧していただける状態となります。資料は所蔵しているだけでは「死蔵」となってしまいます。活用するためには整理をおこない、公開する必要があります。その作業のうえで、資料を活用して歴史を語っていくことができることを、「シリーズ 歴史担当のお仕事」を読んでいただいた皆様にご理解いただけたら非常にうれしく思います。当シリーズは、今回で終了となります。短い間でしたが、お読みいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。では、またどこかでお目にかかりましょう。

— 川崎市に関わる「古文書」を探しております —

当館では川崎市に関わる江戸から昭和期まで含めた「古文書」などの歴史資料の調査・収集をおこなっております。もしご自宅に何なのかよく分からない、または置場が無くて困っている「古文書」などがございましたら、是非当館までご連絡の上、ご相談ください。

